

オランダ・フランス短期海外調査

2020 年度 一橋大学経済学部 グローバル・リーダーズ・プログラム

「オランダ・フランス短期海外調査」に関する承諾書

一橋大学 経済学部長・経済学研究科長 殿

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
_____ 学部 _____ 年 _____
_____ 学籍番号 _____
署名： _____

私は、一橋大学経済学部「オランダ・フランス短期海外調査」の趣旨、旅行条件を理解し次の事項を承諾するとともに、本承諾書にしたがい帰国命令処分および補助金返還処分を受けても不服を申し立てません。

I. 遵守事項

1. この調査の目的を達成するため、担当教員の指示に従い、事前準備及び事後フォローアップも含め、本海外調査に関連する学習に専念すること。
2. 調査実施国の法令および調査先機関の規則を遵守すること。
3. 調査実施国では、不必要に危険な行為はしないこと。
4. 補助金が支給される場合において、一橋大学から支給される補助金の額を超える費用は、自己の責任において支弁すること。
5. 以下の(1)～(3)の事由によりキャンセル料が発生した場合、委託旅行代理店（以下代理店）に対して、規定のキャンセル料（含手数料）を支払うこと。
 - (1) 参加者が、主催校、調査先機関又は代理店の責任以外の個人的理由により参加を取りやめた場合。
 - (2) ビザを必要とする参加者（留学生等）がビザを取得できなかつた場合。
 - (3) 参加者が、一橋大学により特に調査参加に不適当と判断された場合。

II. 帰国命令及び補助金の停止

1. 一橋大学は、次の(1)～(3)の場合は、調査を中止させ、帰国を命じることがある。
 - (1) I の遵守事項に違反した場合。
 - (2) 提出書類の記載事項に虚偽が発見された場合。
 - (3) 学習・行動の面で、調査先機関を含む第三者に著しく迷惑をかける等の行為があつた場合。
2. 一橋大学は、前項による帰国命令および参加者の都合による中途帰国の場合、補助金が支給される場合においてはその支給を停止する。また、その場合の帰国費用等は、参加者が負担するものとする。

III. 一橋大学が責任を負わない損害

一橋大学は、参加者が被った人的もしくは物的損害または参加者が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)～(5)のいずれかにあたる場合は、その賠償責任を負わない。

- (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、新型インフルエンザ等の伝染病を含む疾病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。
- (2) 参加者の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
- (3) 参加者の故意または過失により生じた損害。
- (4) 調査の趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
- (5) 参加者の個人的問題から生じた損害。

以上

保証人氏名： _____ 印 _____ 続柄（関係） _____

保証人住所： _____

電話番号： _____ FAX： _____

記入された個人情報は、もっぱら短期海外調査実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。

用語の定義については、以下を参照してください。この承諾書の提出にあたり、各自でコピーをとり、保管してください。

【用語の定義】この承諾書における用語は次の定義によるものとする。

1. 「オランダ・フランス短期海外調査」とは、国立大学法人一橋大学経済学部・経済学研究科が主催し、オランダ（アムステルダム・ユトレヒト）およびフランス（パリ・ナント）などにおける短期海外調査を指す。
2. 「参加者」とは、短期海外調査への参加申請者及び参加者であつて、一橋大学の学生を示す。
3. 「主催校」とは、国立大学法人一橋大学を示す。
4. 「調査実施国」とは、オランダおよびフランスを示す。
5. 「調査先機関」とは、現地の公的機関、企業、大学など調査実施国で訪問する機関を示す。